

中土佐町求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止基本方針

1. 基本的な考え方

改正男女雇用機会均等法の施行により、令和 8 年 10 月 1 日から求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するための措置が事業主に義務付けられました。求職者等に対するセクシュアルハラスメントは、性別を問わず同性間においても加害者・被害者のいずれにもなり得る問題で、個人の人格と尊厳を傷つける決して許される行為ではありません。受験者の皆様が安心して職員採用試験を受験し、また会計年度任用職員に応募できるよう、中土佐町は公正な採用試験の実施や求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に取り組めます。

2. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

「事業主が雇用する労働者による性的な言動により、求職者等による求職活動などが阻害されるもの」で、具体的には本町が実施する職員採用試験や会計年度任用職員の面接選考時のほか、インターンシップに参加した際に、受験者等が職員から「性的な言動」を受けたことによって、求職活動などが阻害されるものです。

3. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当する性的な言動の例

- (1) 容姿、身体的特徴、年齢、性的指向、恋愛、結婚、妊娠、出産その他私生活に関する不必要な発言又は質問
- (2) 性的な関心又は欲求に基づく発言又は質問
- (3) 食事、交際その他私的な関係を求める言動
- (4) 私的な連絡先の交換を求め、又は私的な SNS 等による連絡を行うこと
- (5) 採用、選考結果その他採用の利益又は不利益を示唆して性的な要求を行うこと
- (6) 身体への不必要な接触
- (7) 性的な内容の画像、動画その他これらに類する情報を示すこと
- (8) その他求職者等に不快感を与え、又は求職活動等を困難にする性的な言動

4. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対応

職員採用試験や会計年度任用職員の選考に携わる職員全員に対し、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に関する周知・啓発を行います。また、職員による当該行為が確認された場合には、本町の服務規律・懲戒に関する規定及び関係法令等に基づき、厳正に対処します。

5. 基本的な対策

(1) 基本方針の明確化及び周知・啓発

- ・求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、全職員に周知・啓発する。
- ・求職者等に対しセクシュアルハラスメントを行った職員については厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、職員に周知・啓発する。
- ・面談の時間や場所の指定、連絡に用いるSNSの種類指定等、求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、職員及び求職者等に周知・啓発する。

(2) 相談窓口及び体制の整備

- ・総務課内に求職者等からの相談に対応する相談窓口を設置し、求職者等に周知する。
- ・相談窓口の担当者が、相談内容や状況に応じて適切に対応できるようにする。

(3) 事案発生後の迅速かつ適切な対応

- ・相談があった場合は、事実関係を迅速かつ正確に確認する。
- ・被害者に対する配慮のための措置を適正に行う。
- ・行為者に対する措置を適正に行う。
- ・再発防止に向けた措置を講ずる。

(4) その他、併せて講ずべき措置

- ・相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、職員及び求職者等に周知する。
- ・相談したこと、事実関係の確認等に協力したことを理由として、職員に対しては不利益な取扱いをせず、求職者等に対しては採用選考等において不利益な取扱いをしない旨を定め、周知・啓発する。

6. 中土佐町求職者等に対するセクシャルハラスメント防止基本方針の適用

本基本方針は、令和8年10月1日から適用する。